

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成21年11月1日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、広島県のホームページ上で明示されている「情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況」（以下「本件運用状況」という。）の「5 資料」（平成15年度及び平成16年度については「4 資料」）のうち、次の整理番号及び諮問番号に係る行政文書開示請求の処理状況の「行政文書の件名又は請求（申出）内容」及び行政文書開示請求に係る不服申立ての処理状況の「対象行政文書名（略称）」の記述を、当該開示請求書に記載された文字のとおり、「平成15年7月7日付け指令東広建竹第19号（その一部の表示の場合を含む。）」という文字をそのまま表示した根拠を具体的に確認できる文書の開示の請求をした。（以下（1）に係る請求を「本件請求1」、（2）に係る請求を「本件請求2」、（3）に係る請求を「本件請求3」、（4）に係る請求を「本件請求4」といい、本件請求1から本件請求4までを「本件請求」と総称する。）

- （1）平成15年度本件運用状況における行政文書開示請求（申出）の処理状況（知事、公営企業の管理者及び行政委員会に係るもの。以下同じ。）中、整理番号2952, 5674及び7044並びに平成17年度本件運用状況における同整理番号4515～4516並びに平成18年度本件運用状況における同整理番号8756, 9277, 9374及び9841並びに平成19年度本件運用状況における同整理番号1070, 1463, 3019, 3021, 5271及び6456並びに平成15年度から平成19年度までの本件運用状況における不服申立ての処理状況（行政文書開示請求に係るもの。以下同じ。）中、諮問番号123

記述内容：平成15年7月7日付け指令東広建竹第19号（その一部の表示の場合を含む。）

- （2）平成15年度本件運用状況における行政文書開示請求（申出）の処理状況中、整理番号4486, 4487, 4488, 5240, 5671, 6725, 7045及び7056並びに平成15年度から平成19年度までの本件運用状況における不服申立ての処理状況中、諮問番号71, 72, 73, 83, 92, 108, 124, 132及び240

記述内容：峠橋

- （3）平成18年度本件運用状況における行政文書開示請求（申出）の処理状況中、整理番号8754, 9294, 9376, 9953及び10002並びに平成19年度本件運用状況における同整理番号2657, 2750, 3022, 3174, 4832, 4858, 4861～4864, 4865, 5270, 6343, 6344, 7626, 8070及び8071並びに平成15年度から平成19年度までの本件運用状況における不

服申立ての処理状況中，諮問番号56， 58， 68， 74， 101， 104， 121， 125， 130， 297， 300， 306， 308及び316

記述内容：郷川

- (4) 平成15年度本件運用状況における行政文書開示請求（申出）の処理状況中，整理番号3183， 6702， 6738， 6740及び7055並びに平成17年度の運用状況における同整理番号7928， 9254及び9255並びに平成15年度から平成19年度までの本件運用状況における不服申立ての処理状況中，諮問番号57， 103及び131

記述内容：峠郷線

2 本件請求に対する決定

実施機関は，本件請求1から本件請求4までに係る文書（以下「本件請求文書」という。）について，不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い，平成21年11月6日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は，本件処分を不服として，平成21年11月15日付けで，行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの）第6条の規定により，実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し，開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が，異議申立書で主張している異議申立ての理由は，おおむね次のとおりである。

行政情報室長は，「9月23日付けの質問書について（回答）」の段階以降においても，個別の質問に対する具体的な根拠を明確に回答しない慇懃無礼な態度を継続しているとともに，①平成15年7月7日付け指令東広建竹第19号，②峠橋，③郷川及び④峠郷線という文字を広島県のホームページ上に〇〇と表示せず，裁量権を濫用してそのままの文字を表示した根拠等を具体的に確認できる文書を故意に隠匿した。

よって，本件請求文書を速やかに適正に開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は，おおむね次のとおりである。

- 1 条例第25条及び広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）第48条において，「知事は，毎年1回，各実施機関におけるこの条例の運用の状況を取りまとめ，

公表するものとする。」と規定されていることを受け、当実施機関において、年度ごとに情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況を作成し、広島県のホームページ等で公表している。

本件運用状況の内容は、行政文書開示制度の運用状況、情報提供の状況、個人情報保護制度の運用状況及び広島県情報公開・個人情報保護審査会の状況のほか、資料として、行政文書開示請求（申出）の処理状況等を記載しており、本件請求は、平成15年度から平成19年度までの本件運用状況の資料のうち、行政文書開示請求（申出）の処理状況及び不服申立ての処理状況の項目に記載されていた内容に係るものである。

2 本件運用状況の行政文書開示請求（申出）の処理状況及び不服申立ての処理状況の項目においては、行政文書開示請求（申出）等ごとに内容等が一覧となっており、開示請求等の年月日のほか、対象となる行政文書の件名又は請求（申出）内容等が記載されている。

本件運用状況は、広島県のホームページにも掲載される公表資料であり、「行政文書の件名又は請求（申出）内容」欄及び「対象行政文書名（略称）」欄の記載内容によっては、行政文書開示請求等を行った者が特定されるおそれがあることから、これらの欄の内容の一部を「〇〇」と表示している。

しかしながら、どのような場合に行政文書開示請求書等に記載された内容のまま表示し、どのような場合に「〇〇」と表示するかの基準は、特段定めていない。

また、本件請求の基となっている平成15年度から平成19年度までの本件運用状況を作成するに当たり、案文の決裁を得るために当実施機関の担当者が作成した起案文書には、開示請求書に記載された文字のまま表示した根拠等は記載されていない。

以上のことから、本件請求文書を不開示（不存在）とした本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、実施機関が広島県のホームページで公表している本件運用状況について、「行政文書開示請求（申出）の処理状況」及び「不服申立ての処理状況」に係る記載内容を行政文書開示請求書等に記載された内容のとおり表示した根拠を確認できる文書の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求文書を保有していないとして本件処分を行ったため、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

当審査会において本件運用状況の記載内容について見分したところ、「行政文書開示請求（申出）の処理状況」における「行政文書の件名又は請求（申出）内容」欄及び「不服申立ての処理状況」における「対象行政文書名（略称）」欄の記載内容について、記載内容の一部が「〇〇」と表示されたもの又は記載内容に「〇〇」との表示が含ま

れていないものがあることを確認した。

また、これらの欄に記載される内容について実施機関に確認したところ、「行政文書の件名又は請求（申出）内容」欄については、行政文書開示請求（申出）書の請求内容が、「対象行政文書名（略称）」欄については、行政不服審査法に基づく不服申立ての対象となっている行政文書名がそれぞれ記載されているとのことであった。

実施機関は、行政文書開示請求等を行った者が特定されるおそれがある場合は、これらの欄の記載内容の一部を「〇〇」と表示しているが、どのような場合に行政文書開示請求書等に記載された内容のとおり表示し、どのような場合に「〇〇」と表示するかについての基準は、特段定めていない旨説明することから、本件運用状況において「〇〇」と表示するか否かについてどのように意思決定されたのか当審査会において実施機関に確認したところ、特定の個人が識別され得る情報や特定の法人の権利利益を害するおそれがある情報、あるいは事実の真偽が確認されていない情報等がないかどうか考慮しながら、担当者が原案を作成し、所属における審査及び決裁の手続きを経て公表しているとのことであった。

そこで、当審査会において、本件運用状況の関係規程である広島県情報公開条例施行規則（平成13年広島県規則第17号）、広島県情報公開条例の解釈運用基準（平成13年3月29日制定）及び広島県情報公開事務等取扱要綱（平成13年3月29日制定）を見分したところ、本件運用状況における文言の具体的な表示方法等に関する規定はなかった。また、本件運用状況の案文について何う起案文書を見分したところ、行政文書開示請求書の請求内容の一部又は不服申立ての対象行政文書名の一部を本件運用状況において「〇〇」と表示するか否かについての根拠等は記載されていないことを確認した。

以上のことを踏まえれば、実施機関においては、本件運用状況の作成及び公表に当たり、公表することが不相当と判断される情報を「〇〇」と表示することについて担当者があらかじめ起案文書で伺い、意思決定を経た上で広島県のホームページに公表したものと認められ、「〇〇」と表示する又は表示しない根拠を記載した行政文書は保有していないとの実施機関の説明に、特段、不自然又は不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が本件請求文書を保有していないとして行った本件処分は妥当である。

3 その他

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
22. 3. 31	・ 諮問を受けた。
30. 4. 9	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
30. 6. 6	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
30. 6. 11	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
30. 10. 5 (平成30年度第6回)	・ 諮問の審議を行った。
30. 10. 31 (平成30年度第7回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
長 井 紳一郎 （ 部 会 長 ）	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授